

# 令和7年度中小企業等再起支援事業補助金

## 事業の目的

本事業は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」、「生産性向上」、「新商品・新役務の展開」、「売上原価の抑制」、「キャッシュレス化・新紙幣対応」の取組を支援します。

## ■申請受付期間

令和7年7月8日(火)～8月8日(金) ※郵送の場合は当日消印有効

## ■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主、一部のNPO法人含む）

エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置の影響により、下記①、②のどちらかのおり売上高等が減少していること

### ①「売上高営業利益率」の減少

【法人の場合】申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること

【個人事業主の場合】令和6年分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること

※法人の場合、直近決算期の税申告が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較します。

### ②「売上高」の減少

令和6年10月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年1月から令和6年6月までの同月比で

30パーセント以上減少していること

## ■補助対象事業等

補助対象期間：交付決定日から令和7年12月31日まで（期間内に発注、納品、支払いが完了する事業）

※やむを得ず交付決定前に事業に着手する場合は、事前に「交付決定前着手届」の提出が必要です。

※ただし、補助金の申請受付開始前に着手した事業については、補助対象外となります。

| 補助対象事業                                                                                                                                                               | 対象となる事業の例                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 販路開拓を図る取組<br>(2) 生産性向上を図る取組<br>(3) 新商品・新役務の展開を図る取組<br>(4) 売上原価の抑制を図る取組<br>(5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組<br><br><b>補助率</b><br>2/3以内<br><b>補助限度額</b><br>30万円<br>(下限額：10万円) | 【(1) 販路開拓を図る取組】<br>○新たな広告展開<br>○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など                              |
|                                                                                                                                                                      | 【(2) 生産性向上を図る取組】<br>○売上管理業務を効率化するための業務システム導入<br>○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など        |
|                                                                                                                                                                      | 【(3) 新商品・新役務の展開を図る取組】<br>○新たな商品開発やそれに伴う設備導入<br>○新たな販売形態（通信販売、イートインスペース等）に必要な設備導入 など |
|                                                                                                                                                                      | 【(4) 売上原価の抑制を図る取組】<br>○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入<br>○原材料等を変更するために必要な設備導入 など             |
|                                                                                                                                                                      | 【(5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組】<br>○キャッシュレス化・新紙幣対応に必要な設備導入 など                               |

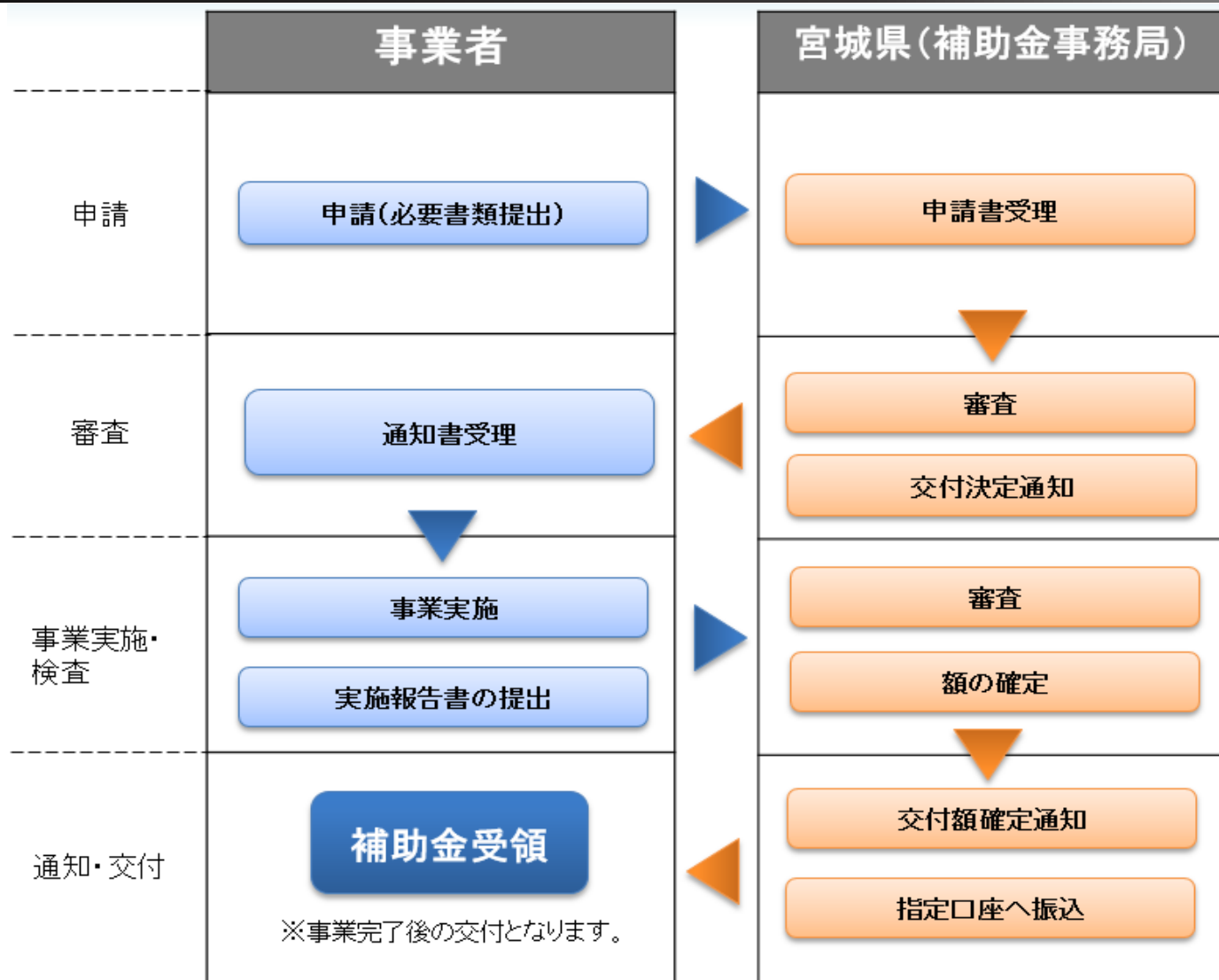


みやぎ 2025  
第48回 全国育樹祭  
次世代へ みどりのかけ橋 育つくり



宮城県では初めての全国育樹祭開催となります。詳細は、上記二次元コードより公式ホームページをご覧ください。

## ■事業の流れ(実施、申請から交付まで)



### 【申請書類の再確認をお願いします！】

本補助金については、交付額確定通知から2週間後を目途に補助金を交付していますが、申請書類の誤りや添付書類の不足がある場合は訂正等が完了するため補助金を交付できません。例年、訂正等が多く発生しておりますので、記載例や申請書類チェック表により内容を確認の上、申請願います。

## ■申請方法

以下の宮城県公式Webサイトをご確認いただき、必要書類を揃えた上で、専用のWEB申請フォームまたは郵送にて申請してください。

令和7年度中小企業等再起支援事業

宮城県公式Webサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/saiki-r7.html>

## ■問い合わせ先

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局

**TEL 022-748-4923**

(平日のみ 午前10時から午後5時まで)

